

福岡市薬物乱用防止対策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 薬物乱用問題について、早期の予防教育や地域での啓発指導の充実を図り、総合的かつ効果的な防止対策を推進するため、関係機関相互の緊密な連携及び啓発活動を目的とし、福岡市薬物乱用防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会の構成は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、委員、幹事
- (2) 会長は委員の互選により定める。
- (3) 副会長は会長の指名により定めるものとし、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 委員は関係機関の長又は機関の長が適当と認めた職にある者を充てる。
- (5) 幹事は関係機関等の職員を充てる。

(任期)

第3条 委員及び幹事（以下「委員等」という。）の任期は2年とする。ただし、任期中であっても本来の職を離れたときは委員等の職を失い、本来の職の後任のものが委員等の職を引き継ぐ。

- 2 補欠及び増員により選任された委員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員等の再任は妨げない。
- 4 委員等は任期終了後であっても次期改選までは委員等の職を務める。

(会議)

第4条 会議は、協議会及び幹事会とする。

- 2 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長を務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(活動内容)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止対策に関する総合的な計画の検討
- (2) 各関係機関相互の情報交換
- (3) 地域住民や他の関係機関への啓発・広報活動

(事務局)

第6条 事務局は福岡市保健医療局健康医療部地域医療課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。